

令和2年度 定例監査実施結果

第1 令和2年度定例監査実施結果（下期分）

1 監査実施機関数

監査区分	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部		6		6
リニア交通局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
森林環境部		2		2
産業労働部		6		6
観光文化部		5	1	6
農政部		9		9
県土整備部		7		7
出納局				0
企業局				0
教育委員会		47		47
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	117	1	118

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

令和2年9月15日～令和3年2月1日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										2	2
指導事項		15	2	21	7	6	2	1	10		64
注意事項		3		3	5		7		3		21
合 計	0	18	2	24	12	6	9	1	13	2	87

(参考:昨年度下期との比較)

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						▲ 3			▲ 1	2	▲ 2
指導事項		▲ 5	1	4		4	▲ 9	1	5		1
注意事項		2	▲ 3	▲ 3		▲ 1	▲ 9		▲ 3		▲ 17
合 計	0	▲ 3	▲ 2	1	0	0	▲ 18	1	1	2	▲ 18

機関毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月24日、令和3年1月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (給与1)</p>	

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月6日、令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月18日、10月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。 (注意事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月17日、10月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月15日、9月16日、10月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月

監査実施日	令和2年11月25日、令和3年2月1日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、契約（重点事項）1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金</p> <p style="padding-left: 2em;">令和2年度分 先数 1件 144,446円</p> <p>2）南都留合同庁舎清掃委託契約書において、受託業者は仕様書に基づいて業務計画表を作成し、契約締結後すみやかに発注者である富士・東部地域県民センター所長に提出しなければならないと定められているが、履行されていない。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月14日、11月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月1日、11月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和元年7月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月24日、令和3年1月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	

単位：円

科目		令和元年度決算時	令和2年10月末現在
間 接 税	ゴルフ場利用税	510,800	0
直 接 税	個人県民税	800,575,374	656,317,603
	法人県民税	15,710,393	10,193,494
	個人事業税	36,682,531	27,161,570
	法人事業税	41,490,727	31,464,534
	不動産取得税	26,095,145	21,636,331
	自動車税	89,224,316	53,381,637
	自動車税種別割	16,400	0
加算金		11,309,428	11,073,111
合計		1,021,615,114	811,228,280

(注意事項) なし

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月22日、11月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
[一般会計]	
①父子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 先数 3件 5,451,000円	
②犬の抑留に係る返還手数料	
過年度分 先数 1件 3,650円	
[特別会計]	
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 33,704,952円 令和2年度分 90,700円	
合計 先数 59件 33,795,652円	
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分 先数 7件 269,262円	
③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 先数 8件 3,906,850円	
④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分 先数 2件 83,292円	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月17日、12月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 5件 3,355,717円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 98,321円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月27日、令和3年1月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 16,436,261円 令和2年度分 4,017,196円 合計 先数 53件 20,453,457円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 3,554,772円 令和2年度分 271,064円 合計 先数 10件 3,825,836円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 25,128円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月26日、令和3年1月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、給与1）</p> <p>1) 歳入について次のとおり、収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 22,771,555円 令和2年度分 1,223,919円 合計 先数 22件 23,995,474円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</p>	

<p>過年度分 17,639,198円 令和2年度分 778,653円 合計 先数 39件 18,417,851円 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 7件 174,489円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 1,425,731円 令和2年度分 44,932円 合計 先数 5件 1,470,663円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 3件 52,837円 ⑤父子福祉資金貸付金償還金（元金） 令和2年度分 先数 1件 20,832円</p> <p>2) 通勤手当の認定において、次のとおり誤りがあった。 ①通勤届の通勤距離を上回る距離で認定され、通勤手当が過大に支給されているものがあった。 ②通勤届の通勤経路の略図欄が未記入のまま認定されているものがあった。 ③通勤届の決定事項欄に手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、未記入のまま認定されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月18日、令和3年1月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（契約（重点事項）1） 1) 山梨県身体障害者手帳交付システム保守管理業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である障害者相談所長に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月26日、12月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（収入1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,238,932円 令和2年度分 30,800円 合計 先数 4件 1,269,732円</p>	

②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,534,868円 令和2年度分 110,797円 合計 先数 14件 2,645,665円 (注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月2日、11月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月20日、令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月20日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件（給与1）	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。また、振替を行った週休日の勤務において、振替時間を超えた勤務時間に係る時間外勤務手当が支給されていなかった。	
(注意事項) 3件（収入1、物品1、契約1）	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月1日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月26日、令和3年1月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(契約(重点事項)1)</p> <p>1) 家事審判申立事件に係る委託契約において、次のとおり不備があった。</p> <p>①情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県都留児童相談所長に対して、セキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②契約解除に関する違約金条項が、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を元に算出する内容となっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園								
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月								
監査実施日	令和2年11月20日、令和3年1月25日								
監査の結果									
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 20px;">児童福祉施設費負担金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">過年度分</td> <td style="text-align: right;">68,096円</td> <td style="padding-left: 40px;">令和2年度分</td> <td style="text-align: right;">39,533円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計 先数 4件</td> <td style="text-align: right;">107,629円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注意事項) なし</p>		過年度分	68,096円	令和2年度分	39,533円	合計 先数 4件	107,629円		
過年度分	68,096円	令和2年度分	39,533円						
合計 先数 4件	107,629円								

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月28日、11月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(物品1、契約(重点事項)1)</p> <p>1) 賃貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。</p> <p>2) 産業廃棄物処分委託基本契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>②契約は単年度契約であるが、自動更新条項が規定されていた。</p> <p>(注意事項) 3件(収入1、物品1、契約(重点事項)1)</p>	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和2年4月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、令和3年1月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 令和2年度分 先数 1件 5,720円 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月23日、11月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	森林環境部 富士山科学研究所 (防災局と共管)
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月29日、10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月17日、令和3年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月15日、11月12日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)</p> <p>1) 前金払をしている業務委託料、新聞購読料等について、財務規則第122条に定める検査調書、検収調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月22日、11月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月17日、令和3年1月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月25日、10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月11日、令和3年1月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 美術資料の貸付・借用については、個別に導入している収蔵品管理システムにより独自に管理を行っているが、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付物品返却調書、また、同規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和元年8月～令和2年8月
監査実施日	令和2年10月16日、11月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 借用物品である企画展の展示資料(71点)の借用について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光文化部 考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月19日、令和3年1月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金</p> <p style="padding-left: 2em;">過年度分 先数 1件 657,580円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月11日、令和3年1月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 文学資料の貸付・借用については、個別に導入している文献検索システムにより独自に管理を行っているが、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付物品返却調書、また、同規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(病虫害防除所)
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月13日、11月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月25日、10月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月6日、11月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月23日、10月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月7日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年10月13日、11月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金</p> <p style="padding-left: 2em;">過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)
監査対象期間	令和元年7月～令和2年6月
監査実施日	令和2年9月29日、10月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (財産2)</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p style="padding-left: 2em;">過年度分 2筆</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月9日、10月14日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月18日、令和3年2月1日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	令和元年7月～令和2年3月
監査実施日	令和元年9月24日、10月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">公正入札違約金</p> <p style="padding-left: 2em;">令和元年度分 先数 2件 26,206,110円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月15日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与2）</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和元年11月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月16日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和元年8月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月20日、11月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月25日、令和3年1月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（物品1）</p> <p>1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料</p> <p style="padding-left: 20px;">平成28年度 64点</p> <p style="padding-left: 20px;">平成29年度 40点</p>	

平成30年度	29点		
令和元年度	56点		
令和2年度	38点	合計	227点
②未返却資料			
平成28年度	57点		
平成29年度	40点		
平成30年度	68点		
令和元年度	129点		
令和2年度	3,018点 (182点)	合計	3,312点
※令和2年度の () 内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの (注意事項) なし			

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月27日、11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与1、契約(重点事項)1)	
1) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていなかった。	
2) 単価契約である日直代行業務委託契約書において、予定数量が記載されていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月23日、11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(契約(重点事項)1) 1) 長期継続契約の対象となる一般廃棄物収集運搬業務委託契約について、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議を行わず、単年度契約を締結していた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月21日、11月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(契約(重点事項)1) 1) 単価契約である一般廃棄物処理業務委託契約書において、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (その他1)

- 1) 支出に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。
 指導事項 10件 (支出1、給与4、物品2、財産2、工事1)
- ①令和2年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。
 - ②現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
 - ③住居手当の認定及び支給において、次のとおり不適切な事務処理があった。
 - ア 支給開始時期の認定に誤りがあり、1ヶ月分過払いしているものがあった。
 - イ 支給要件の喪失に伴う手当の支給停止について、住居届の提出を受けておらず、住居手当認定簿による認定も行われていなかった。また、支給要件喪失後の翌月1ヶ月分を過払いしていた。
 - ウ 住居手当認定簿の任命権者確認決定欄の日付が記入されていないもの、また、任命権者確認決定(改定)欄への押印、取扱者認印のないものがあった。
 - エ 賃借人の記名押印のない貸室賃貸借契約書が提出されているものがあった。
 - ④児童手当について、次のとおり事務処理に不備があった。
 - ア 支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。また、台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。
 - イ 職権に基づく支給額の決定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。
 - ⑤通勤手当の認定及び支給において、次のとおり不適切な事務処理があった。
 - ア 減額変更の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっているものがあった。
 - イ 通勤届の決定事項欄のレ印、手当額の基準となる交通用具の使用距離、受理年月日、届出の理由欄、届出の理由が生じた日が未記入のまま認定されているものがあった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないもの、決定年月日が提出日より前の日付のものがあった。
 - ⑥賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。
 - ⑦前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。
 - ⑧行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。
 - ⑨令和元年5月21日付け簡易専用水道検査結果書及び令和2年5月26日付け簡易専用水道検査結果書で適切な処置を推奨された検査事項について、未対応のものがあった。
 - ⑩台風対応(建物撤去・伐根等)工事において、次のとおり不備があった。
 - ア 建設工事約款に「発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない」と定めているが、通知されていなかった。
 - イ 工事打合簿の決裁がされていなかった。

(注意事項) 4件 (収入1、物品2、契約1)

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月28日、11月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	増穂商業高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月4日、12月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 工事金額10万円未満の単独随意契約で行ったLANケーブル敷設工事において、工期途中に増額の工事変更が生じたが、増額変更契約すべきところ、当初の工事を完了させ、変更となる部分を別途単独随意契約により新規工事として発注していた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	市川高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月4日、12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和2年4月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月4日、12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡南高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">授業料 過年度分 先数 1件 32,000円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月5日、12月18日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件（収入1）
1) 令和2年度の行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和元年8月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件（収入1、契約（重点事項）2）	
1) 自動販売機設置に係る県有財産賃貸借貸付料について、納期限を入力せずに調定伺いを作成し、契約書の日付を超えた納期限の納入通知書が発行されていた。	
2) 機械設備保守点検契約において、支出負担行為伺いの決裁前に業者から見積書を徴していた。	
3) 長期継続契約の対象となる総合情報システムソフトウェア保守業務について、他のシステムへの移行に伴い契約期間を3年間から2年間とする変更契約を「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議を行わずに締結していた。	
(注意事項) 1件（給与1）	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月5日、12年17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件（給与1）	
1) 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に係る教員特殊業務手当について、支給対象職員を増員させる場合には福利給与課長の承認を得ることとされているが、増員の承認を得ずに支給されていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日

監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件（給与3）	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務時間1時間当たりの給与額25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。	
2) 会計年度任用職員に係る報酬の減額により発生した返納金が、納期限までに収納されていなかった。	
3) 報酬の減額があった会計年度任用職員の報酬から控除できなかった社会保険料の調定について、監査日現在、未納となっており、雑部金残高に不足が生じていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月6日、12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年7月
監査実施日	令和2年10月27日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和元年10月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月11日、12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月9日、12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、令和3年1月13日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (その他1)	

- 1) 給与に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。
指導事項 5件（給与5）
- ①扶養手当について、次のとおり不備があった。
ア 支給額が改定されていたが、扶養親族認定簿による認定・確認が行われていなかった。
イ 認定対象とならない者を認定しており、過大に支給されているものがあった。
ウ 扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。
エ 扶養親族届の認定欄に取扱者、認定者の押印のないものがあった。
- ②通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないもの、決定者の押印のないものがあった。
- ③週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
- ④現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたものがあった。
- ⑤児童手当について、児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。
- (注意事項)** 1件（給与1）

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和2年4月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、令和3年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月12日、令和3年1月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韮崎警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月12日、令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 警察署の財務審査は署内のみで行われているが、消耗品の支出において、誤った債権者に支払われ正当な債権者への支払いが遅延したものがあつた。</p> (注意事項) なし	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(支出1)</p> <p>1) 秋山駐在所の分電盤に上野原市消防署秋山出張所車庫の電気配線が接続されており、支払う必要のない電気料が支払われていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

第2 令和2年度の定例監査の実施状況

令和2年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和2年11月30日発行(山梨県公報号外第50号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和2年度の定例監査対象機関数は、262機関で、前年度と比べ2機関増加している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	5	2		7
スポーツ振興局	2			2
県民生活部	5	6	1	12
リニア交通局	3	1		4
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
森林環境部	9	6		15
産業労働部	5	6		11
観光文化部	5	5	1	11
農政部	9	13		22
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	8	47		55
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	125	135	2	262

※参考 令和元年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	125	133	2	260

2 監査の結果

令和2年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和2年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								2	3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項		4		4	6	1	13		11		39
合計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

令和元年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						3			1		4
指導事項		60	2	27	13	22	17	1	7		149
注意事項		2	11	12	10	4	26	1	8		74
合計	0	62	13	39	23	29	43	2	16	0	227

令和2年度と令和元年度との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1				▲ 3			▲ 1	2	▲ 1
指導事項	1	▲ 1	4	4	▲ 1	▲ 5	▲ 11		17		8
注意事項		2	▲ 11	▲ 8	▲ 4	▲ 3	▲ 13	▲ 1	3		▲ 35
合計	1	2	▲ 7	▲ 4	▲ 5	▲ 11	▲ 24	▲ 1	19	2	▲ 28

第3 令和2年度定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

業務委託契約に係る事務処理については、山梨県財務規則等に基づき行われるべきところ、令和元年度の定例監査においては、履行確認が十分に行われていなかったものや契約書の記載内容に不備があるものなど、29件の不適切な事務処理が見られた。

また、平成28年度の山梨県包括外部監査は「業務委託に関する事務の執行について」をテーマに実施され、契約の方法、金額等の問題などが指摘されており、その指摘内容が令和元年度の業務委託契約の事務処理に活かされているかについても確認することにより、地方自治法第150条の規定に基づき令和2年度から知事が行う内部統制の整備・運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

令和2年4月20日～令和3年2月1日

(2) 監査の着眼点

- ① 契約の方法、内容、金額、時期等は適切か。
- ② 単独随意契約の理由は適切か。
- ③ 履行確認は適切か。

(3) 実施方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象事務

令和元年度に行った業務委託契約に係る事務

3 監査の結果

(1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

- ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約がない場合は、実績金額の大きい順に5件までを抽出。
- イ 予定価格が10万円以上の単独随意契約がある場合は、予定価格が10万円以上の単独随意契約の実績金額の大きい順に先ず2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

令和元年度においては、214機関（本庁88機関、かい126機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	391	9,283,658,895
(2) (1)以外の契約	568	6,747,295,827
合 計	959	16,030,954,722

※ 抽出調査を行った重点事項調書の件数及び金額の集計値

(2) 業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ① 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。
 - ・ 業務計画書
 - ・ 個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
 - ・ 情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
 - ・ 履行期限の延長に係る理由を明示した書面
- ② 契約書の記載内容等に不備があるもの。
 - ・ 単価契約書の違約金条項の記載が単価契約用でないもの。
 - ・ 違約金条項の記載が消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を元に違約金を算出する内容でないもの。
 - ・ 必要な様式が契約書に添付されていないもの。
- ③ 長期継続契約の対象となる契約について、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われないうまま、単年度契約が行われていたもの。
- ④ 前金払をしている契約について、検査調書が作成されていないもの。
- ⑤ 見積書を徴していないもの。
- ⑥ 単独随意契約の理由の説明が不十分なもの。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

1 総括的意見

(1) 全庁的な内部統制の充実・強化について

地方自治法の規定に基づく内部統制制度の整備・運用については、今年度の下期の定例監査から、リスク評価シートに記載されている財務事務に係る関係書類を試査により確認を行った。

今回の事例として、事務局を県の所管課が担う補助金等交付団体に関して、補助金を交付する県側の職員と交付される団体側の職員が同一である等、十分に内部統制が機能していないものがあった。

内部統制制度が始まって間もない状況ではあるが、リスクの分析・評価、実施体制や規程の整備、事務フローによるリスクの可視化など、継続的に点検や見直しを図り、より実効性のある効果的な内部統制の充実・強化に努められたい。

(2) 適正な給与事務の執行について

今年度の給与事務に係る監査結果は、指導事項が31件、注意事項が4件の合計35件であり、昨年度と比較し注意事項は減少したが、指導事項は増加している。

特に、週休日の振替に係る時間外勤務手当の支給誤りについては、これまでと同様に今年度も複数の実施機関で確認されている。これは、勤務状況システムが自動集計に対応していないことから、事業課が処理した週休日の振替に係る時間外勤務の実績を幹事課が確認して手入力しなければならないが、幹事課では事業課の誤りを確認することができないところに大きな要因がある。

事務処理ミスの防止に向けたチェックリスト等の作成、リスク評価シートへの記載、システムの改善など、効率的な事務処理方法を検討し適正な給与事務の執行に努められたい。

2 重点事項に関する意見

(1) 単独随意契約事務の適正化に向けた取扱いの検討について

地方自治法上、一般競争入札が契約締結方法の原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り認められるが、財務規則及び運用通知により、単独随意契約とする場合には、その理由を支出負担行為伺いに適宜の説明を記載するか別に説明資料を添付することとされている。

今回の監査において、単独随意契約の理由の説明が不十分なものが見られ、記載方法の統一性もなかった。単独随意契約に該当する場合は十分検証する必要がある、客観的に説明できる理由を記載されたい。

また、予定価格調書において、契約の相手方の見積書どおりの積算で作成しているものが多数あり、契約金額が妥当かどうか判断できないものがあった。過去の包括外部監査においても、競争により最も有利な価格を提示させることによつての

み契約金額の妥当性が担保されるものについて、単独随意契約を行うことは疑問を呈さざるを得ないとの意見がされている。単独随意契約は、割高な契約金額など不利な条件の契約締結までを許容したものでないため、同種の相場金額を調査するなど適正な契約金額であるか比較、検証しながら、契約事務に当たられたい。

審査機関においては、単独随意契約が妥当であるかを組織的にチェックし、妥当でないと判断したものは、競争入札や見積合わせを行うよう指導されたい。

制度所管課においては、単独随意契約の理由として必要な記載事項を例示した統一的な様式を作成し、周知されたい。また、検査分析機器等の保守点検業務においては、県内販売代理店が唯一の場合、製造業者発行の代理店証明書等を添付させるなどの取扱を検討されたい。

(2) 情報システムに係る業務委託契約の透明性の確保について

県業務の多くが情報システムを利用して実施されているが、情報システムの開発、構築業務を受注した業者に、以後の保守管理業務を単独随意契約で継続して発注している事例が数多く見られた。中には、単独随意契約の理由が不透明なものがあり、前述同様、契約の相手方の見積書どおりの積算で予定価格調書を作成しているものが多数あった。情報システムに係る業務委託の内容や積算金額の妥当性の判断は専門的な知識が必要なため、全庁的な指導機関としての情報システム管理部門の役割が重要となっている。

情報システム管理部門においては、情報システムの保守管理業務の標準的な積算単価基準表などを作成し、周知するなど実施機関の指導に当たられたい。

(3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策について

個人情報の保護及び情報セキュリティ対策は極めて重要な事項である。一度情報流出が発生すれば、県民に多大な不利益を与えることとなり、行政への信頼も損なわれる。

現行では、それぞれ基準が定められ、業務委託契約書の「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」により対策が講じられているが、特記事項の定めどおりに履行されていない事例が見られた。

実施機関においては、情報管理の重要性を再認識し、基準及び特記事項を遵守されたい。

制度所管課においては、基準及び特記事項の内容を再点検し、実効性のあるものとなるよう見直しを検討されたい。